

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壤汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号
不利益処分の種類	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に対する計画変更命令	根拠条項	第12条第5項
処分基準	<p>(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)</p> <p>第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更</p> <p>イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更</p> <p>ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの</p> <p>三 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p>		
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関
			目次 NO
			- 1

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法		法令の番号	平成14年法律第53号			
不利益処分の種類	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に対する計画変更命令		根拠条項	第12条			
処分基準	<p>土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）                  （土地の形質の変更の施行方法に関する基準）                  第53条 法第12条第5項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 第五十八条第五項第十号又は第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合</p> <p>ロ 第五十八条第五項第十二号に該当する区域内における土地の形質の変更であつて、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合</p> <p>二 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌を使用する場合にあつては、当該土壌の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p> <p>四 土地の形質の変更を行った後、法第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次